令和５年度「海外ビジネス創出サポート」に係る参加者募集要項

　この要項は、令和５年度「海外ビジネス創出サポート」を実施するにあたり、参加企業を広く募集し、総合的な審査により参加者を選定するため必要な事項を定めるものである。

１　事業名

　海外ビジネス創出サポート業務

２　事業内容

　　県が、新たな海外ビジネスに取り組む意欲のある県内企業等に対し、具体的なビジネスプラン作成の支援をする事業である。

　　採用された企業等は、県が委託した専門家と３回程度打合せを行い、アドバイスを受けながら、ビジネスプランを作成するものとする。

　　専門家：株式会社グローバルニッチパートナーズ　代表取締役　大堀　宏 氏

３　応募資格

応募する時点で、次の要件をすべて満たしていること。

（１）新たに海外ビジネスに取り組む意欲のある県内企業であること。

（２）県との連絡調整や専門家との打合せ、成果発表を、日本語により行うことができること。

（３）オンラインによる打合せを行う環境が整っていること。

（４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。

（５）青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。

（６）法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

（７）会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。

（８）宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

４　募集期間及び応募方法

（１）募集期間

令和５年１０月４日（水）から令和５年１０月２７日（金）17時まで（必着）

（２）応募方法

参加申込書を、電子メール・FAX・郵送のいずれかにより提出すること。

５　審査方法及び選考基準

（１）審査方法

　　　書類審査により、参加者を２者選定する。

（２）審査基準

　　①意欲

　　　海外ビジネス展開に対する意欲が高いと認められるか。

　　②実行性

　　　ビジネスプラン作成に係る人員やオンライン打合せ等をする環境が整っており、ビジネスプラン作成を遂行することができると認められるか。

　　　海外でのビジネス展開の実現の可能性が高いと認められるか。

　　③普遍性

　　　事業内容や希望するビジネス展開から、モデルプランに適した普遍性のあるビジネスプランが作成される可能性が高いと認められるか。

６　選考結果の通知

選考結果は、採否を問わず、提案者全員に対して文書により通知する。

なお、選考結果についての異議申し立ては受け付けない。

７　企画提案公募に関する質問

（１）質問受付期間

令和５年１０月４日（水）から令和５年１０月１８日（水）17時（必着）

（２）質問方法

質問書（様式１）により、質問の趣旨を明確にした上で、下記「８　問い合わせ先・応募窓口」あてにＦＡＸまたは電子メールにより問い合わせることとし、電話による質問は受け付けない。

（３）回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した者あてにＦＡＸ又は電子メールで回答する。

なお、重要と判断された質問及び回答については、県ホームページ上で随時公表する。

８　応募窓口・問い合わせ先

　　青森県観光国際戦略局　国際経済課　経済交流グループ　担当：山本

　　所在地：〒030-8570 青森市長島1-1-1（県庁西棟4階）

　　 Ｔ　Ｅ　Ｌ：017-734-9730

Ｆ　Ａ　Ｘ：017-734-8119

電子メール：kokusaikeizai@pref.aomori.lg.jp

（様式１）

令和５年度「海外ビジネス創出サポート」に係る質問書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 質問者 | 団体名 |  |
| 所属名 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話 |  |
| FAX |  |
| E-mail |  |
| 質問内容 |  | |

　【送付先】

青森県観光国際戦略局　国際経済課　経済交流グループ　担当：山本

　　ＦＡＸ：017-734-8119

　　電子メール：[kokusaikeizai@pref.aomori.lg.jp](mailto:kokusaikeizai@pref.aomori.lg.jp)